

森有礼の体育論の形成

—啓蒙活動期を中心に—

廣 嶋 龍 太 郎

緒 言

初代文部大臣森有礼は、日本の学校教育制度を確立し、体育による集団性と知育による合理性を基盤とした社会的倫理性の形成を重視した人物と評価されている。彼は東京学士会院における演説「教育論—身体ノ能力」で、日本人に欠ける身体的能力を養うために兵式の体育による身体と気質の鍛練を主張し、それが文政期における体育政策の基盤となった。

森の演説の背景の一つとして、明六社での啓蒙活動が挙げられる。沖田は、森の明六社での活動について、「華々しい啓蒙活動を展開した」一方で、「国家官僚としての立場」と、留学体験等を基とする「西洋理解の特性」から生じた、国家主導による啓蒙主義思想を展開したと指摘している。¹

明六雑誌停刊後、明六社が学術団体としての機能を喪失したのに代わって、1879（明治12）年に東京学士会院が発足し、明六社の会員の多くが移行したことから、学術団体としての性格が引き継がれることとなった。明六社と東京学士会院の関連から、明六雑誌の論説全般には、後に東京学士会院における森の提案に関係する土壌があったと考えられる。

そこで本論考では、明六社における森の啓蒙活動と、その周辺の論説に焦点を当て、後の「教育論—身体ノ能力」との関係を明らかにすることをねらいとする。

第一章 森有礼の帰国と明六社の結成

1873（明治6）年7月、森は米国での弁務使の任を終えて日本に帰国した。彼は、12月に外務大丞に任じられるまでの時間を利用して欧米式の学会設立の準備を西村茂樹に謀った。西村の『往事録』には、「明治六年の春、薩人森有礼氏」の来訪について、以下の記述がある。²

森氏曰ふ、米国にては学者は各其学ぶ所に従ひ、学社を起して互に學術を研究し、且講談を為して世人を益す、本邦の学者は何れも孤立して、互に相往来せず、故に世の益をなすこと甚少なし、余は本邦の学者も彼国の学者の如く互に学社を結び、集会講究せんことを望む、且本邦近年国民の道德衰頹して、その底止する所を知らず、是を救済するは老学士を措きて他にあるべからず、故に今一社を結び、一は学問の高進を謀り、一は道德の規範を立たんと欲す

ここでの学社結成と集会講究の提案は、森の米国での教育制度調査や有識者との交流が基盤にあったと考えられる。これに対し、西村は「余其事の可なるを賛す」と伝え、「都下の名家」を人選することを約束した。³この後、西村によって福沢諭吉、中村正直、加藤弘之、津田真道、西周、箕作秋坪らが集まり、諸氏の同意の上で会合が開かれた。最初の会合は同年9月1日であり、以後毎月1日と16日の二回、会合が行われた。翌1874（明治7）年には、明治6年に結成した会の名称が「明六社」と決定した。

成立当初の明六社の構想については、森が鮫島尚信に対する書簡で明らかにしている。森の1873（明治6）年10月19日付け鮫島宛書簡には、「ソサエチー」に関する以下の内容が記されている。⁴

兼而話シ置候書籍院之取設方今来日ニかけ出来至るへし、ソサエチー二通り組立、一ツハ書籍院会社、一ツは学。術。文。社中なり、書籍之方ハ誰れにても入社出来申候、學術文社中ハ当時中村敬宇。福澤。津田。加藤。西。箕作。杉。福羽。杉浦弘等九十名にして既ニ集会五度も有之、皆悦喜勉強ナリ、毎月朔ト十六日兩度ニ候

この「ソサエチー」とは翌年明六社と命名される集団であるが、森は明六社を「書籍院会社」と「学。術。文。社中」から構想している。前者は私設図書館であり、後者は会合と明六雑誌の発行を伴って機能した明六社の活動である。当初はこの二つの機能を目指して啓蒙活動が計画されていたが、書籍院は資金難から最終的に断念された。しかしながら、米国弁務使時代から、日本における學術の振興とそのための図書館の普及は、森の持つ問題意識として継続していたことを示している。

明六社には代表として社長が置かれ、初代社長には森が就任した。その経緯は会の沿革と併せて、1874（明治8）年2月の森の「明六社第一年回役員改選ニ付演説」で以下のように述べられている。⁵

明治六年七月、余亞米利加ヨリ帰テ立社会同ノ事ヲ謀ル、諸君皆嘉シテ速ニ之ニ応シ會談三四回ヲ経テ社則設立ノ議興レリ、而テ其議遷延七年二月ニ及ヒ始テ一定ス、其以前福沢諭吉君ヲ社長ニ選フノ議アリテ社西村茂樹君ト余トニ委ネ其旨ヲ同君ヘ致シテ之ヲ請ハシム、君固辞シテ許サス、此ニ於テ社之ヲ余ニ命ス、余敢テ辞セス謹テ之ヲ承ケタリ

これによると、当初社長には福沢諭吉が推薦されており、発起人達の意見をまとめて西村と森が就任を打診したが、福沢がこれを固辞したため、森が就任したという経緯が示されている。

1874（明治7）年3月に「明六社制規」が制定され、明六社の性格が明らかにされた。それによると、明六社の設立の趣旨は「我国ノ教育ヲ進メンカ為ニ有志ノ徒会同シテ其手段ヲ商議スル」ことと、「同志集会シテ意見ヲ交換シ知広メ織ヲ明ニスル」ことの二点、と示された。⁶また、明六社の活動内容は「専ラ教育ニ関ハル文学技術物理事理等」と定義された。ここでの教育とは、政治とは領域を異にした文化全般と認識されていた。⁷

明六社は、上述の会合と機関紙である明六雑誌の発行を通じて国民の啓蒙に努めた。明六雑誌は1874（明治7）年4月2日に第一号が発行され、月二、三冊の間隔で1875（明治8）年11月14日の第四十三号まで刊行された。発行部数は森の演説によると毎号約三千二百部とされており、当時の学術雑誌としては破格の数字であった。⁸

明六雑誌の執筆者は、加藤弘之、阪谷素、柴田昌吉、神田孝平、杉享二、清水卯三郎、西周、西村茂樹、中村正直、津田真道、津田仙、柏原孝章、福澤諭吉、箕作秋坪、箕作麟祥、森有礼であった。最も多いのは津田真道の二十九編であり、次いで西周の二十五編、坂谷素の二十編である。なお、森は十一編を寄稿している。

掲載された諸論文の内容は、外国の政治、経済、文化の翻訳紹介をはじめ、教育論、夫婦同権論、宗教論など広い分野にわたり、啓蒙的、百科全書的な性格があると指摘されている。⁹ 明六雑誌では「古今東西にわたる知識をふまえた多様な議論が展開され、文明開化の時代社会に大きな影響を与えた」と指摘され、日本の近代思想史上、逸することのできない文献と位置付けられている。¹⁰ 当時の新聞等における明六社と明六雑誌への評価については、啓蒙思想の旗手として高く評価する論説から、文明開化の風潮によって社会秩序を動揺させるとする論説まで、相反するものが併存していた。¹¹

第二章 明六雑誌に見られる日本人の気質に関する論説

明六雑誌には、様々な性質の論説が掲載されている。ここではその中から、森が東京学士会院で主張した「教育論—身体ノ能力」に登場する、日本人の「気質」（「気風」等の用語を含む）に関係した内容を検討する。

啓蒙活動という性質上、明六雑誌には日本に西洋の文明や新知識を普及する必要性を指摘する論説や、西洋と比較した日本の現状の不備を指摘する論説が多数存在する。その中でも日本人やアジア人の気質について論及したものには、西村茂樹「陳言一則」（第三号）、箕作麟祥「人民の自由と土地の気候と互に相関するの論一」（第四号）、杉享二「北亞米利加合衆国の自立」（第五号）、箕作麟祥「人民の自由と土地の季候と互に相関するの論二」（第五号）、中村正直「人民の性質を改造する説」第三十号、西周「国民気風論」第三十二号、津田真道「情欲論」（第三十四号）などがある。

まず、西村は「陳言一則」で、ギリシャやローマなど西洋の歴史から学ぶべき教訓として、国家の興亡が国民の気風の変化と密接に関連している点を指摘している。その上で、大国を興す良薬は「強健剛毅」の気風であるが、国を滅ぼす毒は「奢侈輕薄」の気風であるとして、次のように述べている。¹²

我国古来ノ民風亦希臘、羅馬ノ民ニ下ラズ、近年以來民ノ智識日ニ開ケ工芸技大ニ其等ヲ進ムト雖モ、旧来固有セシ強毅質直ノ氣ハ漸々ニ衰滅シ、今日ニ至リ其弊風頗ル希臘、羅馬ノ末世ニ似タリ、豈畏ルベキノ甚シキニ非ズヤ。夫レ工芸技術ハ太平ヲ裝飾スルノ具ニシテ国ヲ維持スルノ具ニ非ズ、能ク国ヲ維持スベキハ唯民ノ心術ト操行トニ在ルノミ。

日本古来の気風は古代ギリシャ、ローマと同様に強毅質直であったが、今日ではその気

風が失われつつあることを指摘している。文明開化によって導入しつつある工芸、技術の類は表面上の繁栄を示すものに過ぎず、国を維持し真の太平をもたらすのは、国民の心術と操行であるとしている。西村は、国際情勢が厳しさを増す中で、国民の気風の維持について警鐘を鳴らしているのである。

次に、箕作麟祥は「人民の自由と土地の気候と互に相関するの論一」で、モンテスキュー(Charles Louis de Secondat, Baron de La Brède et de Montesquieu 1689-1755)の『法の精神』を訳出し、啓蒙の前提として風土と政治的自由と国民性の関連を以下のように提示している。¹³

父母ノ其子ニ於ケル夫ノ其婦ニ於ケル皆土地ノ気候ニ從テ自然其抑制ノ權ヲ異ニスルカ如ク、政府ノ人民ニ於ケル亦自然土地ノ気候ニ從テ互ニ其抑制ノ權ヲ異ニス。蓋シ熱地ノ民ハ其筋力弱ク剛勇ノ心ニ乏シケレトモ寒地ノ民ハ其心体共ニ強壯ニシテ事ニ耐ヘ物ニ忍ヒテ大事業ヲ為スノ力アリ。

人民の気質は風土と密接に関係しており、それが政治的自由と国民性を規定することが示されている。そして、熱地の民は筋力が弱く剛勇の心に乏しいが、寒地の民は心身ともに強壮であり、物事に耐えて大事業を成し遂げる力があると指摘している。

これに続く抄訳では、アジアは南北の寒暖の差が激しいとして、寒地の健強・剛勇の民が熱地の民を征服して奴隷として使役する風土を指摘する。それに対して欧州は大きな気候の差がないため特定の民が他を征服することが難しかったとしている。そのため、アジアの民は他に隷属する気風があり、欧州の民は自由を得る気風があると示す。さらにはアリストテレスの言を引いて、アジア人は機智があり、技芸に秀でてはいるが、志気がないために他に従属し、自由を求めないという気質を指摘するのである。

箕作は、続く「人民の自由と土地の気候と互に相関するの論二」で以下の抄訳を示している。¹⁴

亜細亞ハ常ニ大国アリテ、其帝王タル者世界無数ノ生靈ヲ統制スレトモ、歐羅巴ニ於テハ斯ノ如キ廣大ノ国アルヲ見ルコト幾ント稀ナリ。因テ今其緣由ヲ考フルニ、蓋シ亜細亞ハ沙漠タル広野多ク其山海ニ画分セラレ、区域ヲ為スノ広狭之ヲ欧州ニ比スレハ更ニ廣大ヲ極メ、殊ニ其地位モ亦欧州ヨリ南面ニ在ルヲ以テ、河川モ之レカ為メ涸レ易ク、山嶽モ之レカ為メ積雪少ナク、自カラ天然ノ分界ニ乏シ。故ニ帝王タル者擅制ノ政ヲ以テ之ヲ治ムルニ非サレハ其廣大ノ土地ヲ統轄スルコト能ハス。而シテ縦令之ヲ割キ数箇ノ邦国ニ分ツト雖モ、要スルニ固ト地勢ト相適セサレハ忽チ復タ合シテ一大国ヲ成スニ至ル可シ。此ニ於テ乎亜細亞洲ノ人民ハ古今常ニ隷從ノ気質ヲ脱スル能ハス。其史乘ニ就キ考フルニ、自由ノ気質ハ一モ其徴証ヲ知ルニ足ラス、僅カニ唯隷從中ニ剛勇ノ志アルヲ見ルノミ。

前述の論説に基づいて、アジアには大国が常時存在し、しかも自然環境から天然の境界線が生じにくいいため、専制による隷属の気質を脱することができないと指摘している。こ

れに対して、ヨーロッパでは、天然の境界が多く、国家はそれぞれ憲法を有して国を維持することができたため、専制を行っても長続きはせず、人民は自由の気質を保持できたと指摘している。

上述した二種類の気質に関する記事のうち、西村の論説は、立国時は日本人の気質が剛健であったという前提から、今日の衰亡を危惧するものである。それに対して箕作の抄訳は、風土的な条件から人民の気風を規定する中で、アジア人の気風を隷属もしくは奴隷と断じる論説である。それぞれ論理は異なるが、双方に共通するのは、西洋の歴史や学説に学んで日本（アジア）の気質の弊を指摘するという論調であり、西洋諸国の興隆や独立といった国状と、西洋文明から生じる自立、自由、権利などの諸点が、日本やアジア諸国の現状の対局に示されている。

明六雑誌において、日本の封建的気質や風土的な気風の悪弊を指摘する論説や、西洋の国勢や西洋文明の美点を称揚する論説は他にも存在し、杉享二「北亞米利加合衆国の自立」、中村正直の「人民の性質を改造する説」、西周の「国民気風論」などがそれに該当する。また、津田真道の「情欲論」も、論旨は異なるが日本人の性質を「奴隷卑屈」と定義する部分がある。

この中でも特に、西の「国民気風論」は、欧州の歴史書を参考に、アジアの特質として専制を許す風習があることを指摘しつつ、日本人の気質について以下のように述べている。

15

就中我日本国ニ至テハ神武創業以来皇統連綿並ニ二千五百三十五年君上ヲ奉戴シテ自ラ奴隷視スルハ之ヲ支那ニ比スルニ尤甚シ。況ヤ中世以来天下武臣ノ手ニ落チ封建ノ制ニ変シテ並殆ト七百年以来天下拳テ兵卒政治トナリ、家来ニ家来アリ、奴隷ニ奴隷アリ、武士横行シテ三民ハ切捨ニ罹リ天下ノ政令ハ則チ軍中隊伍ノ法令タリ。民ノ気魄焉ソ卑屈ナラサルヲ得ムヤ。

日本では皇統が連綿と続き、臣民が自らこれに従ってきたことが同じアジアの中国とは異なる点としつつも、武士政権による封建制度の支配体制が人民を隷属させ、卑屈の気を養ったと指摘しているのである。

さらに、西は以下のように続けている。¹⁶

維新廢藩以来大ニ此制ヲ鼎革シ以テ当今ノ制ニ馴致スト雖トモ日タル猶浅シ。政府ノ政寛裕ニ歸シ世間ノ論説自主ヲ尊フト雖モ、気魄ノ本然ニ復セサルハ猶依然タリ。是然シナカラ歴史上ノ沿革ニ考フレハ未タ遽カニ之ヲ望ム可ラサル者アリ。

支配者に服従する日本の国民性は明治維新を経ても変わっていないことを指摘し、歴史を願みてもこれにはわかには変わらないと論じている。西はこの後に続く論説で、政治的側面、道徳的側面、地質的側面から要因を指摘し、最終的には外国交際が想定される時代に対応するために、法学を学ぶ必要を訴えるのである。

ここまで明六雑誌の中で「気質」に関係する代表的な記事を取り上げたが、啓蒙活動を

主眼とした明六社の性格上、これらの記事以外にも日本人の旧弊を改め、新たな知識を広める論が多く見受けられる。つまり、そうした明六雑誌の性質と、「気質」に関係する記事内容が連動していると考えられるのである。

第三章 明六雑誌に見られる兵事に関する論説

次に、森が東京学士会院で主張した「教育論—身体ノ能力」の主眼である「兵式体操」との関連から、「兵事」に関する内容を検討する。

明六雑誌の中で「兵事」（「武事」、「軍事」等の用語を含む）について論及した記事には、森有礼「独立国権議」（第七号）、加藤弘之「武官の恭順」（第七号）、杉享二「真為政者の説」（第十号）、福澤諭吉「征台和議の演説」（第二十一号）、杉享二「人間公共の説四」（第二十一号）、阪谷素「養精神一説二」（第四十一号）などがある。

まず、加藤弘之は「武官の恭順」の冒頭において、文明開化の各国の武官の在り方を以下のように述べている。¹⁷

文明開化各国ノ如キハ武官ノ只管君命ニ恭順スルヲ以テ最要至良ノ事トナシ、嚴ニ其規律ヲ確定シテ武官ヲシテ敢テ和戦ノ是非得失ヲ議セシメス。只管君命ヲ奉シテ攻伐守防ニ従事セシムルノミ。但シ政官ト雖モ固ヨリ敢テ君命ニ違戾スルヲ許スニアラスト雖モ、君主ノ政官ニ対セル権柄ノ如キハ頗ル限制スル所アリテ敢テ其専行ヲ許サス。必ス官吏ヲシテ自由ニ政令ノ是非得失ヲ議スルヲ得セシム。是ヲ以テ政府管理ノ恭順ニ至リテハ武官ノ恭順ニ比スレハ甚タ寛ニシテ、其君主ニ対シテ有スル所ノ権利モ亦大ナリ。況ンヤ議事院及ヒ法院ノ如キニ至リテハ殆ト独立不羈ノ権アルカ故ニ、恭順ノ義務大ニ輕シ。

加藤は兵権の暴力性が社会に与える脅威に着目し、武官は君主の命令に絶対的に従うべきであることを説いている。これは、近代兵制においては軍事的権力を伴う軍人が国権の主体に対して服従すべきであることを示すものである。文官であっても専制は当然制限されるべきであるが、文官のそれは武官に比べると大いに寛容であり、議会に至っては独立不羈の権利が認められているため恭順の義務は大いに軽いと説明する。

さらに加藤は、特に武官が恭順すべき理由を以下のように述べる。¹⁸

蓋シ兵権ハ暴猛凶悪ノ権ナリ、實ニ已ムヲ得サルニアラサレハ決シテ施行スヘキ者ニアラス。然ルニ若シ武官ヲシテ縦ニ和戦ノ是非得失ヲ議セシメ、輒ク其権ヲ施行セシムルトキハ、所謂鬼ニ金棒ヲ与フルニ同シウシテ、或ハ輒ク無名ノ師ヲ起シ、無謀ノ戦ヲ開クノ恐レナキ能ハス。是蓋シ嚴ニ其権利ヲ抑制シテ只管王命ニ恭順セシメサルヲ得サル所以ナリ。

兵権は暴力的な権力であるため、武官がそれを専横して和平の得失を判断したり開戦を決定するようになれば、無意味な軍の編成や無謀な戦争を行いかねない。そのため、王の命令に厳格に恭順させざるを得ないと、加藤は指摘する。これに続く論説でも、未開の国

では武官が兵権を掌握し政府を脅迫し、政府も武官の暴力に屈して国事を誤ることになるとして、当事者はこのことを肝に銘じるべきであると示しているのである。¹⁹

このように、加藤は文明社会では軍事の突出を牽制すべきであることを強調する。そして、文事たる政治、法律、外交などによって国家方針を決定することの重要性を指摘するのである。これと同様の傾向の論説には、杉享二の「真為政者の説」と「人間公共の説四」がある。

次に、森と福沢の論説が続く。まず、森の「独立国権議」は、主権国家の独立状態を説明したものであるが、その中で彼は以下のように述べている。

我帝国ノ自由独立タルヲ難スル者アリ、曰ク我邦文化未洽、兵力未強、政法未定、而テ条約ノ尚ホ以テ束縛スルアリ、如此ニシテ独立ノ権理ヲ行ヒ又且其義務ヲ尽サント欲スト雖モ、事実能ス可キニ非ルナリト、此説固ヨリ妄迂ニシテ排斥スルニ足ラスト雖、之ヲ弁明シテ以テ我邦独立ノ真面目ヲ顯ハスモ亦必シモ不可ト為サス

森は、文化と兵力については内政に属することであって、外交上の問題で論じるのは筋が違うと指摘しているが、国際社会では、文化、兵力、政法のいずれもが日本を独立国として成立させる上で必要な条件であることを示唆している。また、福沢は「征台和議の演説」で、台湾出兵とその和議がもたらした利害得失を論じているが、中国との武力衝突の背景には、西洋諸国との戦艦や武器売買があったことを指摘し、真の強敵は西洋諸国であることを訴えている。この両者は軍事そのものを主題とする論説とは距離があるが、軍事を国家の主要な責務として位置づけている点は共通している。

これらに対して、阪谷も「養精神一説二」²⁰で日本人の精神についての論評を加えているが、彼の武事に対する論調は他の社員と若干異なる。阪谷は1871（明治4）年の太政官布告で廢刀が自由となったことや、1872（明治5）年の銃砲取締規則で銃砲が規制された時勢に鑑み、勇の気質の衰微を危惧して論を展開する。彼はドイツでは生まれて八年目から体操を学ばせたことを挙げ、それによって軍事上の成果を上げただけでなく、精悍な気質は学問を盛んにしていることを称揚している。阪谷はドイツの例を範に取り、「勇氣ハ其弊多キモ百事ヲ為スノ本」であり、「文以テ順良ヲ教ヘ武以テ勇氣ヲ養フ」べきであると指摘する。²¹これについて彼は、順良と勇氣の双方を涵養することが大切であると考えた反面で、「勇氣なき順良は敗物」であるとも指摘している。加えて、ドイツなどの状況に対して、日本の士族は人民の常務である武を忘れ、庶民もまた旧習の柔惰になれて国を衛る義務を忘れていと論じている。

このため、阪谷は以下のように説く。²²

主トスル所ハ武術ヲ興スニアリ。体操ノ法固リ不可ナシ。然レドモ刀槍柔術棒ヲ使フノ法我が習用シテ其妙ニ至ル者ナリ。西洋ニ出デザルヲ以テ之ヲ排斥スルハ却テ野蛮ノ見ノミ。今士族ノ其術ニ熟スル者猶多シ。之ヲ鎮台軍營巡査ノ庁ニ聘シ、其常業訓練ノ暇、其宜キヲ謀テ演習セシム可シ。

阪谷の主張は武術の振興であり、ドイツのような体操よりも刀槍、柔術、棒術等の武術の方が、日本人の勇の気質を養うには適していると説く。そして、その技術に長けた士族を鎮台、軍營、巡查などに招聘し、調練の合間に武術の演習を担当させることを、彼は提案するのである。

さらに阪谷は以下のようにも説く。²³

而シテ中小学課業ノ暇、児童ノ遊戯ニ供スルニ於テ最モ心ヲ注ギ、或ハ隔日或ハ毎日順序ヲ追テ之ヲ習ハシ、又木銃木砲ヲ設ケ兵隊調練ノ下習シヲ為サシメバ、数年ノ間、所謂順良ノ習、強勇ノ氣自ラ並ビ長ジ、閩国兵隊ノ風習亦自ラ備ハリ、愛國ノ胆力日々ニ壯ン。一旦事アルモ調練ヲ待タズ卒然立テ戦地ニ向カハシムベシ。精神比ニ至ル、独逸ノ學術比氣ニ奮發シ、進ンデ英トナリ仏トナリ、超テ東洋文明ノ一強國タルモ亦此ニ基セズト為サンヤ。然リ而モ猶曰ク、武ハ讀書ノ害ナリ、文明ノ讎タリ、旧ニ習レ故ニ泥スルノ「バルバリー」説取ル可ラズト。嗚呼余復タ何ゾ言ン。

阪谷は、1872（明治5）年の学制に示された小学校、中学校においても、課業の合間に武術を習わせることを提唱する。さらには木銃などを用いて兵隊調練の準備を行うことで、順良と強勇の気を習得することができる上に、兵隊の風習が自ずと身につくため愛国心が備わるため、戦時には調練を必要とせず戦地に向かうことができると主張する。

他の明六雑誌の論調と比較すると、阪谷の論は異彩を放っている。学社として出発した明六社において、文事ではなく武事の奨励を結論とする内容は、文明論を展開する社風から見ても異端である。

しかし、他の社員による諸説も、軍事の重要性を否定するものではなく、日本の国是であった富国強兵と逆行する内容ではない。すなわち、武事を縮小するのではなく、その抑制を指摘する内容や、国家の統治機能として軍事を前提に置きつつも、外交や文化などの要素を総合的に捉える内容なのである。このことは、文明国を標榜する列強諸国が帝国主義による植民地統治を公然と行っていた時勢への理解と、その脅威にさらされていた日本の立場への認識が、識者たちに共通していたものと推察される。

第四章 東京学士会院と明六社の関係

上述のように、明六社には気質や兵事を議論する土壌があった。しかし、明六雑誌の停刊後、明六社は求心力を失い、社員の離会と演説の中止が続出し、急速に衰退していった。明六雑誌停刊のきっかけは、1874（明治8）年2月の森の「明六社第一年回役員改選ニ付演説」で、「時ノ政治ニ係ハリテ論スルカ如キハ本来吾社開会ノ主意ニ非ス」として、明六社の活動に非政治性を求めたことにある。

この背景には、民撰議院設立建白書をはじめとする自由民権運動の高まりと政論の激化があり、またそれに対する政府の統制があった。政府は同年6月に「讒謗律」²⁴と「新聞紙条例」²⁵を制定して民間の政論を弾圧した。明六雑誌はこの対象ではなかったが、明六社内でも箕作麟祥から雑誌停刊論が提示され、続刊を主張する森との論争になった。最終的には、福沢諭吉の停刊提議に田中不二麿、津田仙、辻新次、古川正雄、秋山恒太郎、清

水卯三郎、杉享二の八名が賛同し、西周、津田真道、阪谷素、森有礼の四名が反対した。後に、西村茂樹、加藤弘之、中村正直の三名も停刊に賛同し、明六雑誌は第四十三号をもって停刊となった。

雑誌停刊後、明六社の活動は衰退し、後を継いだ明六会という親睦団体は存続したものの学術活動の機能は失われ、その多くは東京学士会院に引き継がれた。明六社結成当時から発起人に名を連ねた西村の『往事録』には、以下の記述がある。²⁶

政府にて新聞条例讒謗律の発刊あり、雑誌等の論説を抑制すること甚厳なるを以て、社員相議して雑誌の発行を止む、明六社は其後社員も増加し、連続すること七八年に及びしが、学士会院の創設において自然に消滅す

西村の見解では集団としての明六社は、東京学士会院の成立を機に自然消滅したとされる。明六社が正式な解散宣言をしたり、東京学士会院への正式な引き継ぎがあったわけではないが、多くの明六社員が東京学士会院に集まったのは事実であり、結果的に明六社から東京学士会院への移行が果たされたことになる。

東京学士会院は、1879（明治12）年1月15日に第一回の会合を開いて設立された。初代会長には福沢諭吉が就任し、当時の学者・知識人から構成されていた。会員には西周、加藤弘之、津田真道、中村正直、箕作秋坪らの名前が見られ、往事の明六社の会員を引き継ぐ形になっていた。

東京学士会院設立の計画は、1875（明治8）年の『文部省第三年報』にまでさかのぼる。同報の「学士会院ノ成立ヲ要ス」には、「教育ノ事業」の特質を述べる中で、以下の文言が示されている。²⁷

願フニ世ノ学士亦夙ニ教育ノ事業ヲ以テ自負任シ、其所見ヲ陳説スル者尠シトセズ、然リ而シテ公論尚帰スル所ナク、方向未ダ定マルニ至ラザルモノハ、学士集合ノ制ナキニ因ルニ非ザルヲ得ンヤ。故ニ省議以テ謂ク、今日ノ緊務ハ学士会院ノ成立ヲ要シ、頼テ以テ教育ノ方法ヲシテ好結果ニ達着セシメンヲ期スルニ在リト。其規模条則ノ如キハ、将ニ他日ヲ俟テ講述スル所アラントス。

大久保によると、この文章は文部省督学野村素介の書いたものであり、それによると、1875（明治8）年頃から文部省内でアカデミー設立の計画が起こっていたと指摘される。²⁸ この後、文部省内で各国のアカデミーの調査や、学監マレー（David Murray 1830-1905）によるアカデミー設立建議²⁹等によって準備計画が進められた。

東京学士会院設立の直接の契機は、明六社社員であり文部大輔でもあった田中不二麿の呼びかけである。それについて、西村の『往事録』には以下の記述がある（下線は原文ママ）。³⁰

凡そ西洋文明の諸国には皆学士院の設あり、就中仏蘭西のアンスタチュー、英吉利のローヤルソサイチイのときは最世に名高し、本邦にても近々文運の隆盛を謀るに付

きては亦学士院の設なかるべからずといへるは、田中大輔（不二麻呂）の考案にして、久しく計画する所なり、明治十一年十二月九日、文部卿西郷従道氏の時、初めて是を興し、（其実は皆田中氏の計画に出づるものなり）東京学士会院と名く、文部卿より、西周、加藤弘之、神田孝平、津田真道、中村正直、福沢諭吉、箕作秋坪の七氏を挙げて会員とす

1878（明治11）年12月9日、田中は福沢、西、加藤、神田、津田、中村、箕作の七名を私邸に招き、東京学士会院設立を謀った。この時田中からはマレーの設立建議と「東京学士会院会員規則大意」などが提示された。この会合を経た翌1879（明治12）年1月15日には、「東京学士会院会員規則大意」が公にされ、会の位置づけが「本院ハ文部省ノ起立ニ係リ教育ノ事ヲ議シ學術技芸ヲ討論スル処タリ」と示された。³¹

この「教育ノ事ヲ議シ學術技芸ヲ討論スル」という性格は、明六社規制の「我国ノ教育ヲ進メンカ為ニ有志ノ会合シテ基手段ヲ商議スル」という理念に共通する。しかし、明六社が民間立の結社であったのに対し、東京学士会院は官立のアカデミーであり、文部卿の下に認可される体裁を取っていた。福沢以下七名はこれに賛成し、東京学士会院の設立が決定した。

東京学士会院は、選挙によって選ばれた40人の会員が議案を起草（もしくは文部卿が発案）し可否を論じる場所であった。決議の内容によっては案を文部卿に建議することが可能であり、そのため時として文部卿が臨席することが定められた。初代の会長には福沢が就任し、会員には田中の呼びかけに応じた西（第十二会より二代会長）、加藤、中村、津田、箕作らをはじめとする知識人が選ばれた。

東京学士会院の性格については、初代会長に就任した福沢の第六回臨時会演説で、以下のように指摘されている。³²

抑も、余輩の相共に思考商議する所に拠れば、原来此会の設けたるや、全国教育の針路を指点するを以て骨子となし、其目的を達するに於て千緒万端の方法を籍らざる可らざるは、固より論なく、中に就て最緊要とするの一項は、本邦学事の起源沿革を精識するに在り。苟も今を明かにして之を古に照らし、以て将来の針路を議するの資料を儲け、其事に着手せんと欲するには、先ず往古今來の書籍に憑り、傍ら先進の碩學者に就て諮詢するの外、決して他に求むべきものなし。

福沢は、東京学士会院では全国の教育の針路を示す骨子を議論すること、また日本の学事の起源沿革を明らかにすることを最重要の任務に挙げている。設立当初の東京学士会院は、文部卿の臨席を規則に掲げたほか、文部卿からの發議を諮問する機能も明記した。これにより、田中不二磨が文部卿在任中には多数の臨席があり、活発な討議が行われていた。しかし、田中の主導した教育令をはじめとする教育改革が「自由教育令」との批判を浴び、翌1880（明治13）年3月に文部卿の任を解かれて司法卿に転出すると、教育令改正をはじめとする田中政文への反動が生じた。田中の下で設立された東京学士会院もその影響を受け、次第に決議の重さが失われていった。

このことについて、1879（明治12）年3月に会員となった西村は、以下のように評している。³³

本院は当時の老儒を集めたる所なるを以て、教育界に向ひて相応の事業を為さんと欲し、数々会議の上、文部省に向ひて建議する所あり、然るに田中氏早く文部省を去り、其後の文部卿は本院を以て必要なりとせず、本院より建議する所は大卒卻けて是を用ひず、又二三の会員にて本院の規則の改正を案出したけれども、経費に支へられて其事成らず、是を以て唯老儒を集めたりといふのみにして、一の事業を為すことなし

ここで西村の指摘する「規則の改正」とは、1880（明治13）年に相次いで提出された東京学士会院の改良論である。これについては、1月の第十六会には西村が東京学士会院の活動が不十分であることを指摘し、「学士ノ当務タル演説又ハ著訳編輯等ヲ各員ノ所長ニ随テ努力之ニ従事スヘク一週日間一会ヲ開キ、凡ソ五時間程モ其事業ニ着手」すべきだと問題提起した。³⁴これは賛成を得られず否決されたが、その問題提起としての役割を果たした。

続いて同年3月の第十八会には神田が「本学士会院ヲ改進黨セシムベキの議」を提出し、フランスの制に倣った私立学士会の補助など提案した。³⁵これは、多少の修正を加えて文部卿へ建議することとなった。

さらに、9月の第二十二会には福沢が「学士会院積金之議」を提出している。³⁶これは、会員に毎年支給される三百円の年金のうち、五十円は集会の必要経費として除き、残りの二百五十円を積立金として将来の事業に用いようとする提案であった。これについては多くの反論があり、対案が出されて激しい論争を巻き起こした。この論争が生じた原因の一つとして、東京学士会院の会員は現役官吏もしくは管理経験者が多く、国からの支給は当然と見る向きもあり、福沢の論と相容れない雰囲気があった。東京学士会院は主要な人員を明六社から引き継いだため、その層が変化せず、私学と在野の視点を持つ福沢とは相容れなかったと考えられる。大久保は、この改革案が容れられなかったことを一つの原因として、東京学士会院を退会することとなったと指摘している。³⁷

このような東京学士会院の変遷の中でも、森が「教育論—身体ノ能力」の演説を行った1879（明治12）年10月は、改正教育令に移行する前の時期であり、設立当初の「教育ノ事ヲ議シ學術技芸ヲ討論スル」理念を基に議論が行われた時期であった。

明六雑誌の停刊に反対していた森は、雑誌の停刊後も明六社の活動継続を検討していた。その後、清国への赴任を経て東京学士会院会員に当選した森は、「教育論—身体ノ能力」の提議によって新たな活動を開始したといえるのである。

結語

森は「明六雑誌」に数編の論文を寄稿しており、「独立国権義」や「妻妾論」等の論文は、当時の彼の国家像や人民像を反映したものと位置づけられている。明六社では多くの近代的な価値観が提起され、それが国民に対する啓蒙活動として発信されていたが、その中で森の取った立場は、国家と個人の観点の確立や男女の立場の確立、宗教の位置付けなど

を訴えるものであった。これらは、それまで彼が西洋文明に触れて理解した特性に起因するものであり、英米で体験した「個人」を尊重する人間観と、それに関連する自由や権利といった解釈が「個人」と「国家」の関係の下に成立するという観点の基に成り立っていると考えられている。³⁸

上述した通り、明六雑誌には、森が東京学士会院で提唱した「教育論—身体ノ能力」に関連する「気質」と「兵事」に関する議論が確認できる。また、明六社と東京学士会院との連続性から、両者には同様の議論を行う土壌があったことが指摘できる。すなわち、森が「教育論—身体ノ能力」を通じて提起した議論の場には、明六雑誌における議論の影響があったと考えられるのである。

註

- 1 沖田行司「森有礼の啓蒙と教育（下）」24-33頁（同志社大学人文学会編「人文学」144号1987年23-48頁所収）。
- 2 西村茂樹『往事録』（日本弘道会編『西村茂樹全集』第3巻1976年620-621頁所収）。
- 3 同上。
- 4 大久保利謙監修『新修森有礼全集』第3巻文泉堂1998年124頁。
- 5 「明六雑誌」第30号1875年（明治文化研究会編『明治文化全集』第19巻日本評論社1992年198頁所収）。
- 6 「明六社制規」1874年（大久保利謙『明六社』講談社学術文庫2007年71-79頁所収）。
- 7 前掲書「森有礼の啓蒙と教育（下）」33頁。
- 8 前掲書「明六雑誌」第30号（前掲書『明治文化全集』第19巻198頁所収）。
- 9 戸沢行夫『明六社のひとびと』築地書館社1991年90頁。
- 10 中野目徹『明六雑誌』上 岩波文庫1999年433頁。
- 11 同上。
- 12 「明六雑誌」第3号1874年（前掲書『明治文化全集』第19巻62頁所収）。
- 13 「明六雑誌」第4号1874年（同前書68頁所収）。
- 14 「明六雑誌」第5号1874年（同前書77頁所収）。
- 15 「明六雑誌」第32号1875年（同前書207頁所収）。
- 16 同上。
- 17 「明六雑誌」第7号1874年（前掲書『明治文化全集』第19巻88頁所収）。
- 18 同上。
- 19 同上。
- 20 この前篇にあたる「養精神一説」では、儒教が形而上の学を重視し、形をそなえた器械など実生活や生産に役立つ学問を軽視してきたことを指摘し、軍事上の大砲、弾薬などはそれら学問が発達した西洋に頼らざるを得ないことを危惧している。阪谷は、それらを改善するために以下のように述べている。
吾願クハ、西洋外貌ヲ学ブノ陋習ヲ痛除シ、凡ソ保護教育ノ責メニ任ズル者深ク心ヲ此ニ留メ百牛董、千瓦徳ヲ我ニ出サンコトヲ。若シ然ラズシテ徒ニ空理ヲ談ジ、空法

ヲ講ジ、仮装ノ開化ニ誇ル、一挙手一投足、其器械ハ皆彼ニ資ル、以テ戦フ可カラズ。戦ヘバ負債山積ス、以テ治ム可ラズ。治ムレバ事多クハ円柄方鑿タリ、以テ産業貿易ヲ為ス可カラズ。為セバ国力日々ニ耗ス（「明六雑誌」第40号 1875年、前掲書『明治文化全集』第19巻 251頁所収）。

- ²¹ 「明六雑誌」第41号 1875年（前掲書『明治文化全集』第19巻 255頁所収）。なお、武技の振興に並ぶ阪谷の論のもう一つの特徴として、ドイツの体操を勇の気質を養う上で有効な方法であると指摘している点が挙げられる。これは、ドイツ特有の体操である「ツルネン」を指摘していると見ることができる。
- ²² 同前書「明六雑誌」第41号（前掲書『明治文化全集』第19巻 255頁所収）。
- ²³ 同上。
- ²⁴ 「誹謗律」は著作物による他人の名誉棄損を取り締まる法律で、事実の有無に関係なく、他人の名誉を損ねるものに罪を科すものである。自由民権運動の高まりに伴い官吏等の批判が生じたことで、その取締を目的として制定されたと指摘される。誹謗律の第一条には以下の文言が掲げられている。
- 第一条 凡ソ事実ノ有無ヲ論セス人ノ榮譽ヲ害スヘキノ行事ヲ摘発公布スル者之ヲ誹毀トス。人ノ行事ヲ挙グルニ非スシテ悪名ヲ以テ人ニ加ヘ公布スル者之ヲ誹謗トス。著作文章若クハ画図肖像ヲ持ヒ展観シ若クハ発売シ若クハ貼示シテ人ヲ誹毀若クハ誹謗スル者ハ下ノ条別ニ從テ罪ヲ科ス（明治八年六月二十八日太政官布告第百十号、内閣官報局『法令全書』第8巻-1 原書房 1975年 150-151頁所収）。
- ²⁵ 「新聞紙条例」は新聞を取り締まるための条例であるが、誹謗律と同じく反政府的言論活動を封ずることを目的として制定されたと指摘される。新聞紙条例の第十二条と第十三条には以下の文言が掲げられている。
- 第十二条 新聞紙若クハ雑誌雑報ニ於テ人ヲ教唆シ罪ヲ犯サシメタル者ハ犯ス者ト同罪、其教唆ニ止マル者ハ禁獄五日以上三年以下、罰金十円以上五百円以下ヲ科ス 其教唆シテ兇衆ヲ煽起シ或ハ官ニ強逼セシメタル者ハ、犯ス者ノ首ト同ク論ス、其教唆ニ止マル者ハ罪前ニ同シ
- 第十三条 政府ヲ変壞シ国家ヲ顛覆スルノ論ヲ載セ、騒乱ヲ煽起セントスル者ハ、禁獄一年以上三年ニ至ル迄ヲ科ス、其実犯ニ至ル者ハ首犯ト同ク論ス（明治八年六月二十八日太政官布告第百十一号、内閣官報局『法令全書』第8巻-1 原書房 1975年 154頁所収）。
- ²⁶ 前掲書『往事録』（前掲書『西村茂樹全集』第3巻 622頁所収）。
- ²⁷ 『文部省第三年報』1875年（大久保利謙『明六社』190-191頁所収）。
- ²⁸ 前掲書『明六社』191頁。
- ²⁹ 「学士会設立考案」（日本学士院八十年史編纂委員会編『日本学士院八十年史』資料編1 1962年 701-703頁所収）。
- ³⁰ 前掲書『往事録』（前掲書『西村茂樹全集』第3巻 631頁所収）。
- ³¹ 「東京学士院会員規則大意」1879年（前掲書『日本学士院八十年史』資料編1 3頁所収）。
- ³² 「会長福沢論吉演説」1879年（前掲書『日本学士院八十年史』資料編1 25頁所収）。
- ³³ 前掲書『往事録』（前掲書『西村茂樹全集』第3巻 631-632頁所収）。

- ³⁴ 東京学士会院記事第 16 号 1880 年（前掲書『日本学士院八十年史』資料編 1 92-95 頁所収）。
- ³⁵ 東京学士会院記事第 18 号 1880 年（同前書 101-106 頁所収）。
- ³⁶ 東京学士会院記事第 22 号 1880 年（同前書 119-125 頁所収）。
- ³⁷ 前掲書『明六社』203 頁。
- ³⁸ 前掲書「森有礼の啓蒙と教育（下）」27-28 頁。